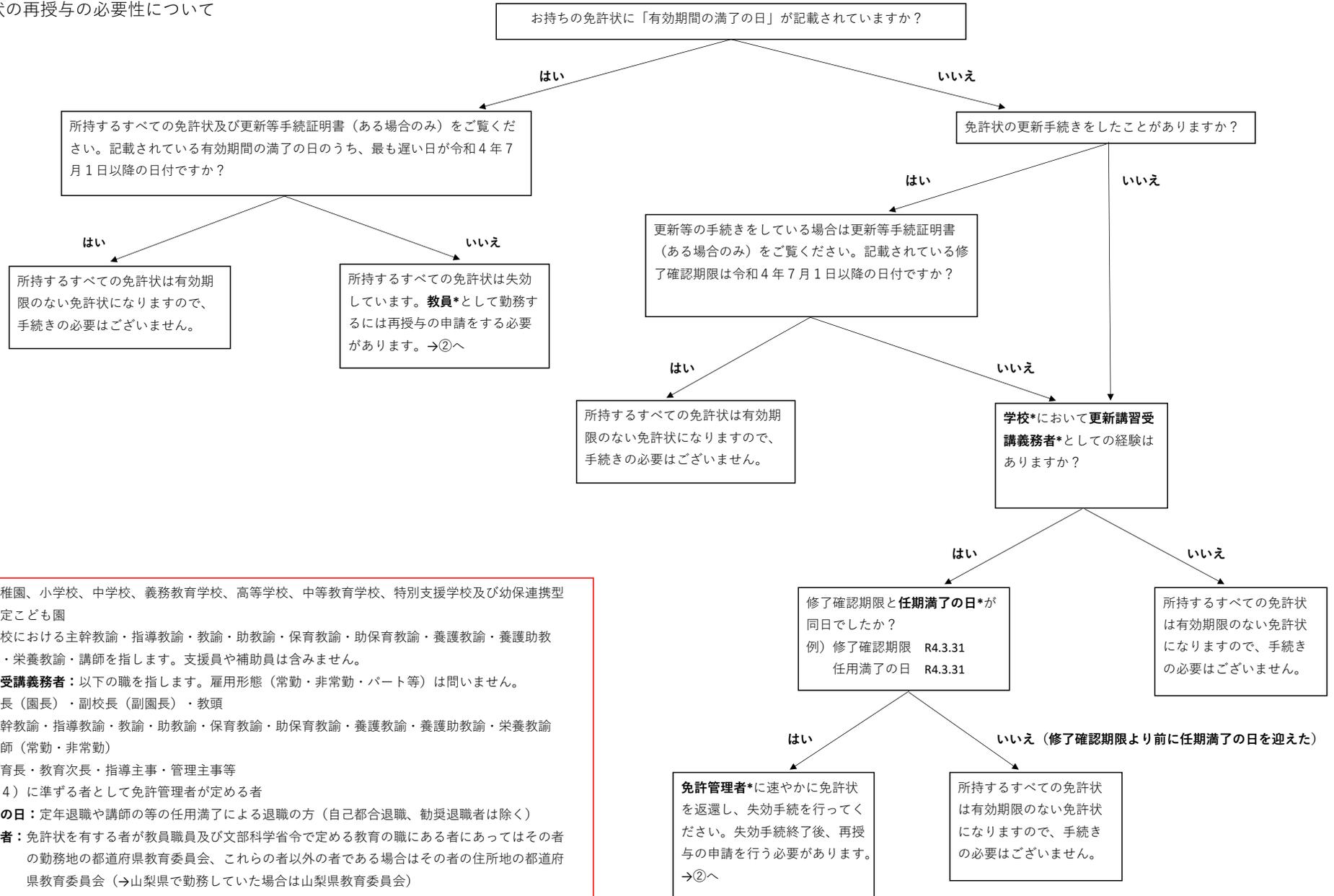


①免許状の再授与の必要性について



学校：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園

教員：学校における主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・保育教諭・助保育教諭・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭・講師を指します。支援員や補助員は含みません。

更新講習受講義務者：以下の職を指します。雇用形態（常勤・非常勤・パート等）は問いません。

- (1) 校長（園長）・副校長（副園長）・教頭
- (2) 主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・保育教諭・助保育教諭・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭
- (3) 講師（常勤・非常勤）
- (4) 教育長・教育次長・指導主事・管理主事等
- (5) (4)に準ずる者として免許管理者が定める者

任期満了の日：定年退職や講師の等の任用満了による退職の方（自己都合退職、勧奨退職者は除く）

免許管理者：免許状を有する者が教員職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者にあつてはその者の勤務地の都道府県教育委員会、これらの者以外の者である場合はその者の住所地の都道府県教育委員会（→山梨県で勤務していた場合は山梨県教育委員会）

修了確認期限と**任期満了の日***が同日でしたか?
 例) 修了確認期限 R4.3.31
 任用満了の日 R4.3.31

所持するすべての免許状は有効期限のない免許状になりますので、手続きの必要はございません。

免許管理者*に速やかに免許状を返還し、失効手続を行ってください。失効手続終了後、再授与の申請を行う必要があります。→②へ

所持するすべての免許状は有効期限のない免許状になりますので、手続きの必要はございません。

②免許状の再授与の申請について

1. 申請書類の確認方法

再授与の申請書類については教育職員免許法の根拠規定（別表第1等）によって異なりますので、まずは所持している免許状の根拠規定と授与権者を確認してください。免許法の確認後、ホームページ内の免許状の申請書類をダウンロードの上、ご提出ください。

【免許法の確認方法】

- ・免許状を所持している場合は、免許状に記載されている根拠規定と授与権者を確認
- ・免許状を紛失している場合は、授与証明書を取得し、根拠規定を確認（授与証明書は免許状を発行した都道府県教育委員会では発行できませんので、その教育委員会から取得してください。）

2. 注意事項

・免許法別表第1、別表第2、別表第2の2又は単位の修得のみによって特別支援学校教諭免許状の領域を追加する方法に基づき再授与を行う場合、過去の免許法等に基づき所要資格を満たした者は、現行の免許法等に基づく所要資格を満たしたものとみなす経過措置が置かれていることから、授与権者において過去に免許状を授与した事実に基づき再授与することは可能です。

したがって、単位の取得時期に関係なく、申請書類を提出することで再授与ができます。

・免許法別表第3から別表第8まで等（教員としての在職年数と単位修得により、特別支援学校教諭免許状の領域を追加する方法を含む）に基づく教育職員検定により再授与を行う場合、再授与時点の免許法等に定める所要資格の確認が必要となることから、授与権者において教育職員検定を再度実施する必要があります。

したがって、教育職員検定の申請における取得単位は過去の免許法等に基づいた単位では要件を満たさない場合があります。

学力に関する証明書を提出する際には必ず現行の免許法に読み替えた証明書を発行してください。

・教育職員検定により再授与を行う場合、在職年数の扱いについては以下のとおりです。

免許状の未更新（期限切れ）を事由として免許状が失効した者であって、再度同じ種類の免許状が授与されたものについて、免許法別表第3、別表第5から別表第8まで等により当該免許状を基礎免許状として教育職員検定を行う場合にあっては、教育職員検定に用いる在職年数及び必要単位数には、最初に授与された免許状の授与後の在職年数及び取得単位も含めることができることから実務に関する証明書及び教科に関する証明書は省略可能です。

例）別表第1で小学校教諭免許状を取得し、その後、教育職員検定により別表第8で中学校教諭免許状の取得した者が免許状の未更新（期限切れ）を事由として免許状が失効し、小学校教諭免許状を再授与した場合、最初に授与された免許状の授与後の在職年数及び取得単位も含めることができることから中学校教諭免許状の再授与も可能となります。

3. 申請書類の一部省略について

上記の要件を満たす者は申請書類の一部を省略して申請することが可能です。

また、申請書類の一部省略が出来るのは山梨県教育委員会にて授与した免許状の再授与を申請する場合のみになります。